

令和8年度（2026年度）第1回熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
1	資料1 P2－3 計画の基本目標	障害者団体として、毎回「本来、基本目標1の目標値は0%、基本目標4の目標値は100%であるべき」という意見を表明させていただいています。その上で、今後、実績値を取る際には、単に目標値との差だけで評価せず、達成度（基準値からどの程度目標値に近づいたか）を前回の計画時と比較して評価していただきたいと思います。障害福祉の理念が熊本市民にどのように拡がっているのか、あるいは鈍化しているのか、を見極めることが、その後の施策の進め方に大きく影響するものと考えています。	熊本県自閉スペクトラム症協会（松村委員）	ご指摘のとおり、基本目標1「障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験」は本来0%を、また、基本目標4「熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思ふ割合」は100%を目指すべき指標であると認識しております。 一方で、本計画においては、計画期間内での段階的な改善を図る観点から目標値を設定し、その達成状況を確認しながら施策を推進しているところです。 また、基準値からどの程度改善し目標値に近づいたかという達成度の視点は、ご指摘のとおり重要であると認識しております。引き続き、進捗状況を検証し、今後の施策の方向性を検討してまいります。	障がい福祉課
2	資料1 P10 ③共に学ぶ教育の推進	プランの趣旨は「児童生徒」がインクルーシブ教育を通して障害や共生社会への理解を深めることだと理解します。そのためには「教職員」への取組をもって計画達成と評価するのではなく、実際に児童生徒がどんなインクルーシブ教育の機会を得て、どんな学習が深まったかまで評価する必要があると考えます。	熊本県自閉スペクトラム症協会（松村委員）	貴重なご意見ありがとうございます。学校生活のあらゆる場面でインクルーシブ教育を推進することは、児童生徒の共生社会の形成に向けた理解を深めることにつながるものと考えます。児童生徒へのアンケート等を通して、共生社会の形成に向けた意識が高まったか、障がい者理解が深まったか等の確認をしてまいります。	総合支援課
3	資料1 P12 (2)障がい者サポーター制度の推進	サポーター登録者が15,000人を超えた今、これからも単に登録者数を伸ばすだけでなく、彼らを今後どのように活かしていくかを具体的に検討する段階に来ていると考えます。障害者団体としては、これほど多くのサポーターは「未来の熊本市の障害福祉を支える希望」だと受け止めています。	熊本県自閉スペクトラム症協会（松村委員）	障がい者サポーター制度は、一人でも多くの市民の方に障がいへの正しい理解を持っていただき、それぞれの立場で日常的な配慮や支援を実践していただくことで、地域全体に支え合いの輪を広げていくことを目的としております。そのため、本制度は特定の活動や役割をお願いするものではなく、障がいの理解の裾野を広げることを重視していることから、受講者の名簿管理は行っておりません。 一方で、ご指摘のとおり、登録者数が15,000人を超えた現在、サポーターの皆さまは本市の障がい福祉を支える貴重な人材であり、その力をより活かしていくことも重要であると認識しております。 本市では、現在、市民後見人や手話奉仕員等の養成を行うなど、福祉人材の確保に取り組んでおります。 また、障がい者サポーター研修を受講された方の中には、障がい福祉に関心を持ち、地域活動やボランティア活動などに積極的に関わりたいと考える方もおられることから、障がい者サポーター研修の機会を活用し、本市や関係団体が実施するイベントやボランティア活動等の情報を積極的に発信してまいります。 今後も、本制度の目的である理解促進を着実に進めるとともに、サポーターの皆さまが地域共生社会の担い手として活躍できる方策や、障がい福祉分野の人材確保にもつながる仕組みについて研究してまいります。	障がい福祉課
4	資料1 P14 ③地域に対する広報・啓発活動	「障がい者相談支援センターと連携を図る」とありますが、同センターの地域支援員だけに過度な負担が掛からないように、配慮が必要と考えます。障害当事者団体や親の会、PTAや民生児童委員等とも積極的に連携を図って、幅広い広報・啓発体制を構築してください。	熊本県自閉スペクトラム症協会（松村委員）	障がい者相談支援センターは、地域における相談支援や理解促進の重要な役割を担っておりますが、理解促進・啓発活動を効果的に進めるためには、相談支援センターだけでなく、障害当事者団体や親の会、PTA、民生委員・児童委員をはじめとする地域の関係団体との連携が重要であると認識しております。 今後も、障がい者相談支援センターには関係機関と積極的な連携を図るよう指導するとともに、地域全体で障がいへの理解促進に取り組める幅広い啓発体制の構築に努めてまいります。	障がい福祉課

令和8年度（2026年度）第1回熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
5	資料1 P15 ②差別解消のための取組	差別解消法や虐待防止法ではなかなかカバーしきれない「日常生活における近隣住民ら」や「学校生活における児童生徒同士、あるいは保護者や教師ら」とのトラブルについては、未だに相談体制が整っていないと感じます。トラブル事案に丁寧に根気強く対応してくれる相談窓口の整備をお願いします。	熊本県自閉スペクトラム症協会（松村委員）	障がいのある方やそのご家族からの様々な相談については、障がい者相談支援センターが地域における総合的な相談窓口として対応しているところです。 一方で、ご指摘のような近隣住民との関係や学校生活におけるトラブルなど、複雑かつ多様な課題については、障がい者相談支援センターのみで対応することが難しい場合もあります。 現時点で新たな相談窓口を設置する予定はありませんが、既存の相談支援体制の中で、こうした課題にもより丁寧に対応できるよう、障がい者相談支援センターをはじめとする関係機関との連携強化や相談支援の充実に取り組んでまいります。	障がい福祉課
6	資料1 P16、P18 （2）権利擁護に関する啓発について （4）行政における合理的配慮の充実	令和7年4月、産交バスにおいて障がいのある方への差別的事案が発生しており、障がいのある方の人権尊重や正しい理解を促進する取組みが更に重要となっていると認識しています。 熊本市におかれては、市営公共交通機関の職員等に対する研修はどのようにされているのでしょうか。	熊本県障がい者支援課	令和7年4月に発生した産交バスにおける事案を受け、障がいへの正しい理解の促進が一層重要であると認識しております。 熊本市交通局においては、令和7年6月に障がい者相談支援センターと連携し、全職員を対象とした障がい者サポーター研修を実施しました。研修では、障がいの特性や障害者差別解消法における合理的配慮の考え方、障がい種別ごとの対応方法などについて理解を深める内容として実施おります。 今回の取組を一過性のものとすることなく、継続的な開催についても交通局と検討してまいります。 また、交通事業者をはじめとする民間事業者に対しても、障がい者サポーター研修や出前講座の活用を呼びかけるなど、障がいへの理解促進に取り組んでまいります。	障がい福祉課
7	資料1 P20 ②地域生活支援拠点等の機能の充実	「平時」における体験の機会こそが、障がい者が「親（の支援）なき後」も安心して地域生活を送れるために不可欠な取組と考えます。相談支援センターだけに任せず、人材確保のためにサービス事業所等への積極的な財政支援を行政主導で行ってください。	熊本県自閉スペクトラム症協会（松村委員）	障がいのある方が親なき後も地域で安心した生活を継続していくためには、緊急時の対応だけでなく、平時からグループホームや短期入所等を利用し、地域での生活を体験する機会を確保することが重要であると認識しております。 本市では、グループホーム交流会の開催による事業所間のネットワークづくりや施設整備補助等を通じて、受入体制の充実に取り組んでおります。 一方で、障がいのある方々を支える人材の確保は依然として大きな課題であると認識しており、今後も事業所や関係団体等のご意見も伺いながら、従事者の確保、定着に向けた取組や働きやすい環境づくりへの支援について検討を進めてまいります。	障がい福祉課 障がいサービス課
8	資料1 P23 ③家族に対する支援	相談支援体制を整えることはとても重要で良いと思います。一方で、それだけに留まらず居宅介護や重度訪問介護などの直接支援の充実も必要と考えます。 現在は障がい児や家族と同居している障がい者の場合、サービス利用するためには家族が支援できないという医師の診断書が求められます。しかし、家族が体を壊さないとサービスを利用できない環境は早急に改善が必要と考えます。 虐待防止という観点からも家族が支援を求めた時に医師の診断書が無くてもサービスを利用できるようにしてください。	ヒューマンネットワーク熊本（植田委員）	ご意見のとおり、相談支援体制の充実に加え、居宅介護等の直接支援を必要な方へ適切に提供することは重要であると認識しています。 障害福祉サービスの支給決定に当たっては、本人の状況に加え、家族の支援状況も勘案して判断しています。家族による支援が困難な場合は、家族の心身の状態や就労状況などを総合的に確認しており、必要に応じて医師の診断書等により状況を確認しながら、個々の実態に応じて判断しています。 今後も、家族の負担軽減や虐待防止の観点を踏まえながら、必要な方が適切にサービスを利用できるよう努めてまいります。	障がいサービス課

令和8年度（2026年度）第1回熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
9	資料1 P29 ④介護分野の人材不足への対応	ご認識の通り、訪問介護の人材不足はかなり深刻化しています。人手不足によって新規の利用者を受け入れられる事業所は減り、特に土日のサービスや8:00～18:00以外の時間のサービスを提供できる事業所はさらに減少しています。重度訪問介護の新規利用者を受け入れる事業所はそこからさらに少なくなります。障がいが重度であればあるほどサービスが必要ですが、必要なサービスを受けることが困難な状況です。 先日、利用者さんに重度訪問介護による支援ができる事業所を探すため、熊本市が一覧で出しているすべての事業所に電話をかけましたが、指定は受けていても重度訪問はやっていないという事業所も多々ありました。重度訪問介護を提供する事業所は熊本市が一覧で出している事業所よりも実際は少なくなっています。 どのような重度の障がいのある人であっても地域の中でその人らしく生活できるように人手不足の解消にさらに尽力いただければと思います。	ヒューマンネットワーク熊本 (植田委員)	(障がいサービス課) 訪問系サービスを担う人材の確保は全国的な課題となっており、本市においても訪問介護員等の不足により、サービス提供体制の確保が難しい状況が生じているものと認識しております。特に、土日や早朝・夜間の時間帯、また重度訪問介護については、対応可能な事業所が限られている状況にあると伺っております。 また、事業所指定を受けている場合であっても、人員体制や運営上の理由により、実際には重度訪問介護の新規利用者の受入れが困難な事業所があることについても、ご指摘のとおりであると認識しております。 障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、必要なときに必要なサービスを利用できる体制の確保が重要であり、とりわけ重度の障がいのある方への支援体制の充実は重要な課題であると考えております。 いただいたご意見も踏まえながら、引き続き関係機関と連携し、人材確保・定着に向けた取組や、サービス提供体制の充実に努めてまいります。 (雇用対策課) ご意見のとおり、介護・福祉分野における人材確保は重要な課題であると認識しております。 雇用対策課では、介護・福祉分野を含む市内企業等の人材確保を支援するため、合同企業説明会などのマッチングイベントを開催しております。今後も、ハローワークや熊本労働局等の関係機関と連携し、介護人材向け企業説明会の周知を行うなど、人材確保に資する取組を継続してまいります。 (介護保険課) 介護職員等処遇改善加算について、新たに対象となったサービスを含めた全体への周知のための説明会実施や新規取得及び上位区分への移行に向けた具体的な助言などを行うための個別相談を実施することで、介護従事者全体の処遇改善につなげてまいります。 また、介護分野への理解度向上や担い手の裾野を拡げることを目的として、介護の周辺業務に従事する有償ボランティア募集の取組を引き続き実施しています。特に、令和8年度は有償ボランティアとのマッチングサービス利用料を補助するとともに、当該有償ボランティアへの「生活援助型訪問従事者養成研修」等への受講勧奨を行い、介護の担い手につなげる支援を行います。	障がいサービス課 雇用対策課 介護保険課

令和8年度（2026年度）第1回熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
10	資料1 P39 ③校内支援体制の充実	現場の先生方の取り組みについて、共に学ぶ教育実践のために尽力いただいているものと存じます。この中で交流学习というものがありますが、生徒同士が対等な立場で関われる授業にしていただければと思います。 私の知人から伺った話ですが、交流学习は、してもらう側としてあげる側に線が引かれているように感じて、同じ年齢の子たちから「〇〇できてすごいね！」等の変に優しい声掛けがあり、普通に関わってもらえる関係じゃなかったと障害当事者の方に聞いています。同級生と関わるのに授業の中でしか関わるすることができないことも残念に思います。本当に共に学ぶこと、共に生きることを実践するのであれば、今すぐは難しくても少しずつ、時々交流ではなく、普段から同じ教室で過ごすことをベースに進めていっていただきたいです。	ヒューマンネットワーク熊本 (植田委員)	障がいのある児童生徒とない児童生徒が互いに尊重し合いながら対等な立場で活動することは、共に学ぶ教育の推進において極めて重要な課題と認識しております。 教育現場において形式的な交流にとどまらず、普段の学校生活の中で自然かつ対等に関わり合える授業や集団づくりを実践できるよう、現在、教育委員会では学校訪問や教員研修等の機会を通じて、共生の視点をもった具体的な授業実践や指導のあり方について学校現場への指導・助言を重ねております。 一方で、特別支援学級に在籍する児童生徒の指導につきましては、一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた専門的な学びや自立を確実に保障する観点から、文部科学省より「週の半分程度は特別支援学級において指導を行うこと」という方針が示されており、学校現場はこの国の方針を遵守しながら運営を行っている現状がございます。 文部科学省の方針に基づき専門的な指導を保障しつつも、通常の学級での授業や休み時間、学校行事等において形式的ではない自然な関わりが少しずつ着実に広がっていくよう、今後とも現場の教員への支援と学校への働きかけに尽力してまいります。	総合支援課
11	資料1 P39 ③校内支援体制の充実	修学旅行や宿泊関連の際、普段支援していただいている学級支援員の方は学外での支援ができないという理由で保護者に同行を求めることや、自費で介助者をつけることを求められる事例があります。校内だけでなく、修学旅行等の校外学習においても保護者に同行を求めたり、金銭的な負担を求めずに当たり前支援者が付き添える体制を整備してください。	ヒューマンネットワーク熊本 (植田委員)	障がいのある児童生徒が修学旅行をはじめとする校外学習に安心して参加できるよう、適切な支援体制を整えることは教育活動において極めて重要であると認識しております。 現在、学級支援員については、屋内における作業を主とする職務での雇用形態となっており、校外活動等の屋外の職務が身分上できないものとなっております。看護師資格を持つ学級支援員は、医療的ケアの必要性から同行可としております。 各学校においては、教職員による適切な支援体制を整えながら対策を行っていますが、どうしても保護者の付添が必要な場合は、補助金事業の活用等、保護者の方に過度な負担が生じないよう各学校へ周知・指導を図っているところです。	総合支援課
12	資料1 P46 ①重症心身障がい児・者等の支援の充実	医療的ケアが必要な障害児・者の受け入れが可能な生活介護が不足しています。総量規制により、新たな受け皿を作ることでもできず、医療的ケアが必要な方は行く場所が無くなっています。 重度障害者等包括支援の対象となる方を支援する生活介護については総量規制の対象から外すなどの対応を取り、医療的ケアが必要な障害児・者を受け入れることが可能な生活介護事業所を確保してください。 また、総量規制の対象から外す場合については、「利用者の75/100が包括対象決定、もしくは50/100が医療的ケア判定スコアに該当する者」というような要件を設け、確実に医療的ケアが必要な方の受け皿が増えるようにしてください。	ヒューマンネットワーク熊本 (植田委員)	ご指摘のとおり、医療的ケアが必要な方や重度障がいのある方を受け入れる事業所の確保は重要な課題であると認識しております。 生活介護事業所の指定に係る取扱いについては、いただいたご意見や、今後実施する特別支援学校へのアンケート調査などをもとに、今後の制度運用を検討させていただきます。 引き続き、医療的ケアが必要な方や、重度の障がいのある方が地域で必要なサービスを受けられるよう、サービス提供体制の確保に努めてまいります。	障がいサービス課

令和8年度（2026年度）第1回熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
13	資料1 P53 ⑤発達障がいへの対応	強度行動障害のある発達障害児者への支援体制を充実させてください。自立支援協議会相談支援部会が行った「熊本市における行動援護サービスの利用実態と課題に関する調査報告書」によると「利用したくても対応できる事業所がない」「ヘルパー不足」「事業所が決まっていないと申請（支給決定）ができない」など、課題が浮き彫りになっています。熊本市には「申請がない」＝「ニーズが無い」と解釈せず、同報告書の提言に対して具体的な対策を至急、取るようにしてください。	熊本県自閉スペクトラム症協会（松村委員）	強度行動障害のある方への支援体制の充実については、喫緊の課題であると認識しています。 ご指摘の「熊本市における行動援護サービスの利用実態と課題に関する調査報告書」においては、対応可能な事業所や従事者の不足、利用を希望してもサービスにつながりにくい状況などが示されており、これらの課題については重く受け止めています。 障害福祉サービスの利用ニーズについては、申請件数のみでは把握できない潜在的なニーズもあると考えており、今後も実態把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら支援体制の充実に取り組んでまいります。 いただいたご意見及び調査報告書の提言については、その内容を踏まえ、必要な対応について検討してまいります。	障がいサービス課
14	資料1 P76 ⑤災害時の避難所における支援体制の整備	新たな取組の「TKB48避難所」や「車中泊避難」について、障害者やその家族を排除せずに検討を進めてください。これらの避難訓練が実施される際には、障害者や家族の参加も積極的に呼び掛け、地域の人たちと一緒に訓練ができるようにしてください。	熊本県自閉スペクトラム症協会（松村委員）	熊本市では、熊本地震から10年の節目となる事業の一環として、令和8年5月にTKB48避難所訓練を実施いたしました。また、車中泊避難につきましては、令和8年4月にガイドライン及びマニュアルを公表したところです。 車中泊避難は、本市として積極的に推奨するものではありませんが、熊本地震の経験を踏まえると、障がいのある方や要介護者の方などが車中泊避難を選択される可能性があることから、保健師や大学関係者等の意見を伺いながら検討を進めております。実証実験では障がいをお持ちの方にも参加いただき、各種検討も行っております。 なお、要配慮者への対応につきましては、国の通知等を踏まえ、安心して避難生活を送ることができる福祉避難所及び福祉子ども避難所の拡充を進めるとともに、避難行動要支援者制度を推進し、町内自治会等の避難支援等関係者が、平時の見守り活動や防災訓練等への参加呼びかけ、災害時の避難支援等に活用いただけるよう、避難行動要支援者名簿の配布を行っています。 いただいたご意見につきましては、今後の訓練や啓発活動、要配慮者支援の充実を検討する上での参考とさせていただきます。	防災対策課 防災計画課
15	資料2 P6 事業所指定の状況	重度訪問介護事業所の指定数だけでは、実際に重度訪問介護サービスを提供している事業所数を把握することはできません。お手数をおかけしますが、各事業所へ電話等で確認し、現在も重度訪問介護サービスを提供しているかどうかを調査していただきたいと思います。	ヒューマンネットワーク熊本（植田委員）	ご指摘のとおり、指定を受けている重度訪問介護事業所の中には、人員体制等の理由により、実際にはサービス提供を行っていない事業所や新規利用者の受入れが困難な事業所があるものと認識しております。 重度訪問介護を必要とする方が適切にサービスを利用できる環境を整備するためには、実際のサービス提供状況を把握することも重要であると考えております。 いただいたご意見を踏まえ、事業所の実態把握や情報提供のあり方について検討するとともに、引き続き利用者が必要なサービスにつながりやすい環境づくりに努めてまいります。	障がいサービス課

令和8年度（2026年度）第1回熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
16	資料2 P7 (1) 障害者支援施設から地域生活への移行者数	目標値を21人(R7)→46人(R8)へと倍増することとなっている。地域移行については重要な課題でもあり、推進していくことに賛同する。「日中サービス支援型共同生活援助の事業所数も増えてきた」ことだけで実現可能なのか、無理な退所が求められるないよう対応を求めたい。	九州看護福祉大学 (平川委員)	福祉施設入所者の地域生活への移行については、障がいのある方の希望や状況に応じた地域生活の実現を図るため、重要な取組であると認識しております。 一方で、地域移行は目標達成を優先して進めるものではなく、ご本人の意思を尊重しながら、地域で安心して生活できる環境や必要なサービスの確保が前提であると考えております。 日中サービス支援型共同生活援助事業所の整備は地域移行を支える要素の一つですが、それだけで実現できるものではなく、相談支援体制の充実、地域生活支援拠点等による緊急時対応の確保、体験利用の推進、関係機関との連携強化など、地域生活を支える環境整備を総合的に進めることが必要であると考えております。 今後も、施設入所者やその家族の不安軽減に努めるとともに、本人の意思決定を尊重しながら、安心して地域生活へ移行できる環境づくりを進めてまいります。	障がいサービス課
17	資料2 P7 福祉施設の入所者の地域生活への移行	目標値に達しなかった要因を丁寧に分析する必要があるのではないのでしょうか。次期計画の策定では、利用者や家族、サービス事業所の経営者や現場の職員らの意見も反映して、利用者本位の計画にするべきだと考えます。	熊本県自閉スペクトラム症協会 (松村委員)	第7期計画における施設入所者の地域生活への移行については、令和8年度までの目標値として、令和4年度末時点の施設入所者数761人の5%に当たる人数の地域移行を設定しています。 これまでの実績は、令和6年度が12人、令和7年度が9人となっており、令和8年度の実績をもって最終的な達成状況を評価することとなります。 国においても、施設入所者の高齢化・障がいの重度化が進んでいることに加え、本人や家族が施設での生活を希望するケースや、地域での受入れ体制や住まいの確保が課題となる場合があることから、地域生活への移行が必ずしも容易ではない状況が示されています。 本市としても、地域移行の推進に当たっては様々な課題があると認識しており、これまでの取組状況や現時点で把握している課題について分析を行いながら、今後の施策のあり方や次期計画の検討につなげてまいります。 また、次期計画の策定に当たっては、利用者やご家族、サービス事業所をはじめとする関係者のご意見も伺いながら、実態やニーズの把握に努め、利用者本位の視点を重視した計画づくりに取り組んでまいります。	障がい福祉課 障がいサービス課
18	資料2 P8 (1) 地域生活支援拠点等の整備	2件の検討中についてR8年度に配置、構築を目標としている。実施においてどのような課題・困難があるのか？	九州看護福祉大学 (平川委員)	課題としましては、緊急時の受入れや体験の機会・場の提供を担う事業所の確保、関係機関の役割分担や連携体制の構築、緊急時対応に係る運用ルールの整理などが挙げられます。これらの課題については、障がい者相談支援センターを軸とした顔の見えるネットワークを活かし、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録や担当者の配置について、区単位での検討を進めてまいります。	障がい福祉課

令和8年度（2026年度）第1回熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
19	資料2 P8 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	9カ所の相談支援センターが求められる5つの機能すべてに対応しようとするれば、負担増により却って利用者へのサービスが低下してしまわないか懸念します。人材の確保・養成のため、同センターへの積極的な財政支援を図ってください。	熊本県自閉スペクトラム症協会（松村委員）	障がい者相談支援センターにおいては、地域生活支援拠点の中核として、5つの機能のうち「相談」「地域の体制づくり」「専門的人材の確保・養成」を主に担っております。「緊急時の受入れ・対応」及び「体験の機会・場の提供」については、障害福祉サービス事業所等が中心となって実施することを想定しており、障がい者相談支援センターには必要な調整や関係機関との連携を求めているところです。 ご指摘のとおり、地域生活支援拠点の機能強化に伴い、今後更に障がい者相談支援センターの業務負担が増加することも想定されることから、毎月開催している機能強化員会議や地域支援員会議等も活用し、運営状況や課題の把握に努め、基本的な相談支援機能が損なわれることのないよう配慮するとともに、安定的な運営が保てるよう、財政的支援についても引き続き検討してまいります。	障がい福祉課
20	資料2 P11 (3) 就労定着支援事業の利用者数等	P11②就労定着支援事業所ごとの就労定着率は95%→30%と大きく下げている。一般就労へ移行する人数を維持することは重要であるが、高い定着率が続いている中で、3割程度に抑える必要はあるのか？	九州看護福祉大学（平川委員）	就労定着支援事業所ごとの就労定着率については、定着率を下げることを目標値としたものではなく、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において示された成果目標を踏まえ、令和5年度に設定したものです。 ご指摘のとおり、本市においては高い就労定着率が維持されており、その実績を踏まえ今後の計画策定や目標設定を検討し、就労定着支援の充実に努めてまいります。	障がいサービス課
21	資料2 P14 5. 相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの重要な機能の一つに、地域の相談支援体制の強化（相談支援事業者の支援者支援等）がありますが、多くの基幹相談支援センターは、総合相談業務に追われ、中核的な業務に手が回らないという課題があると認識しています。 熊本市では、基幹相談支援センターである「熊本市障がい者相談支援センター」の機能強化に当たってどのような取組をされていますでしょうか。 県では、基幹相談支援センターの機能強化に向けた支援のため、アドバイザー派遣や基幹相談支援センター連絡会の開催等を行っているところですが、今後の参考にさせていただきたく、御教示いただけないでしょうか。	熊本県障がい者支援課	本市では、基幹相談支援センターである「熊本市障がい者相談支援センター」において、総合的・専門的な相談支援に加え、地域の相談支援事業所への後方支援、区障がい福祉ネットワーク会議の開催、相談支援部会における事例検討等を通じて、地域の相談支援体制の強化に取り組んでおります。 一方で、ご指摘のとおり、相談内容の複雑化や相談件数の増加に伴い、総合相談業務の比重が高まっており、人材確保や専門人材の育成、地域づくりなどの中核的業務との両立は本市においても課題であると認識しています。 このため、本市では各障がい者相談支援センターへの主任相談支援専門員の配置を進めるとともに、機能強化員会議等を通じたセンター間の情報共有や連携強化に取り組んでおります。 今後も、県と連携を図りながら、基幹相談支援センターとしての機能強化に向けた取組を進めてまいります。	障がい福祉課

令和8年度（2026年度）第1回熊本市障害者施策推進協議会 質問・意見への回答

	資料	質問及び意見	質問者	回答	担当課
22	資料3（3） P5 （2）相談支援の提供体制 の確保に関する基本的考え方 ④「のぞまないセルフプラン」の解消	「安易にセルフプランへ誘導することを「厳に慎むべき）」との記載がある。社会保障審議会障害者部会では、職員等の安易な誘導の問題ではなく、みじかに相談支援事業所がないことによる制度・資源の問題であること、資源の偏在、家族の選択として楽であるから選んでいるが挙げられている。熊本市の特性として、現在「安易な誘導」が行われている傾向にあるのか、またはどのような傾向・課題があると見ているのか？また、子どもにとって必要なプランを専門職と作り上げていくような体制・制度づくり、資源の調整が重要ではないか？	九州看護福祉大学 (平川委員)	本市におけるセルフプランの割合は1%未満で推移しており、全国的に見ても低い水準にあることから、「安易な誘導」が行われている状況にはないものと考えております。 一方で、セルフプランについて、自身でマネジメントができ、真の自立を促す観点から希望される方も中にはいらっしゃいますが、基本的には相談支援事業所による計画作成やモニタリング等を実施していただいております。 相談支援事業所や相談支援専門員の不足、受入れ可能な事業所の偏在などにより、利用者や家族が希望するタイミングで計画相談支援につながりにくい場合があることは課題として認識しており、今後も相談支援体制の充実や計画相談支援の提供体制に努めてまいります。	障がいサービス課
23	資料3（3） 第8期熊本市障がい福祉計画 及び第4期同障がい児福祉計画の策定	当事者及び全市民向けアンケートについて、対象者、期間、実施方法、質問項目など概要をお聞かせください。行動援護サービスの報告書でも指摘されたとおり、「申請がない」は決して「ニーズがない」ではありません。次期計画では、様々な事情で「使いたくても使えない」現実がある、ということを踏まえて見込量を算出してください。くれぐれも、過去数年間の実績だけを基準にした算出にならぬよう、誰に、どんな内容のアンケートを採るのかが、極めて重要です。当事者や家族だけでなく、サービス事業者や現場の職員等の意見も反映させて、実現性が担保される計画を策定しなくてはならないと考えます。	熊本県自閉スペクトラム症協会 (松村委員)	次期計画の策定に当たり実施するアンケート調査については、身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がいのある方、難病患者の方及び障がいサービス利用者を対象に、3,000人を無作為抽出し、郵送及びオンラインによる調査を実施する予定です。調査時期は令和8年9月中を予定しております。 サービス見込量の設定に当たっては、国の基本指針等を踏まえつつ、これまでの利用実績だけでなく、利用者や家族の状況、サービス提供体制、地域の実情などを踏まえて検討することが重要であると認識しています。 また、ご指摘のとおり、「利用実績が少ないこと」と「ニーズがないこと」は必ずしも一致するものではなく、サービスの利用を希望しながらも利用に至っていない方のニーズについても把握できる設問を設け、可能な限り実態に即した調査となるよう実施いたします。 次期計画の策定に当たっては、利用者やそのご家族のご意見を十分に踏まえるとともに、サービス提供体制や地域の実情についても把握しながら、実効性のある計画となるよう取り組んでまいります。	障がい福祉課 障がいサービス課
24	その他	関係団体や当事者家族の方から、障害支援区分の認定に地域差があるのご意見や、区分が低く認定されたことの理由を説明してもらえないなどの不満の声をいただいております。 県では、「障害者支援区分認定調査員基礎研修」を年1回開催し、調査員の資質向上を図っているところですが、熊本市ではどのような取り組みを行っているのでしょうか（研修会の受講状況、実施体制等）。	熊本県障がい者支援課	熊本市においては、県が実施する「障害者支援区分認定調査員基礎研修」やフォローアップ研修の受講を促進し、認定調査員の資質向上に努めております。 また、認定調査の実施に当たっては、調査員が作成した調査票について、80項目の判定内容と特記事項の記載内容との整合性を職員が確認するとともに、前回調査結果との相違点についても確認を行うなど、調査内容の適正化に努めております。 さらに、認定調査員が判断に迷う事例等について随時相談できる体制を整え、職員による助言・確認を実施することで、調査結果のばらつきの抑制や認定の公平性の確保に取り組んでおります。	障がいサービス課